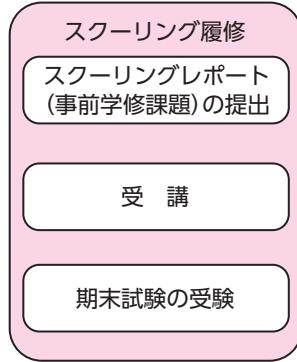


## スクーリング履修



スクリーニングとは、対面または遠隔で科目担当教員の授業を受けて単位を修得する方法です。要件は次のとおりです。

- ・出席回数が充足していること。
- ・最終評価（期末試験など）が合格基準に達していること。

なお、スクリーニングを受講するには、所定の申込手続きを行い、別途スクリーニング諸費（受講料など）を納入することが必要です。

### ■スクリーニングの種類

本学で行われるスクリーニングは、対面授業の学内スクリーニング、対面授業とメディア授業を組み合わせたブレンディッドスクリーニング、遠隔授業のオンラインスクリーニングがあります。各自の状況にあったスクリーニングを選択し、受講することができます。ただし、各スクリーニングではすべての科目が開講されているわけではありませんので、事前に確認のうえ、受講計画を立ててください。

### ■受講科目・単位

スクリーニングでは、スクリーニング履修として登録した科目を受講することが原則です。スクリーニング履修として履修登録できる科目単位は、正科生各コースで定められた最低限の単位数まで（下表参照）になりますが、テキスト履修として登録した科目でもスクリーニングを受講することができます（受講定員に達した場合は受講できない場合があります。）

### ■スクリーニング必修単位数

卒業や教員免許状・資格取得などそれぞれの目標を達成するために、スクリーニングで修得しなければならない必修単位数が下表のとおり定められています。

入学区分	入 学 目 的	スクリーニング 必修単位数
1年次入学生	卒業 免許状・資格取得	30~31単位以上 (1年間7~8単位)
2年次編入学生	卒業 免許状・資格取得	22単位以上 (1年間7~8単位)
3年次編入学生	卒業 免許状・資格取得	15単位以上 (1年間7~8単位)
	免許状・資格取得のみ	注 3~4単位
科目等履修生	免許状・資格取得 その他	0単位

\*科目等履修生の場合、スクリーニングのみの開講科目を履修登録した際には上表の限りではありません。

注 課程認定のある大学・短期大学で「総合演習」または「教職実践演習」を修得し、幼稚園、小学校、中学校、高校の免許を取得した場合（教育職員免許法別表第1（第5条関係）で取得した場合）は「教職実践演習」の履修は不要になります。その場合のスクリーニング必修単位数は2単位になります。